

## 西尾市成年後見制度障害者利用支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の成年後見制度の利用を支援するため、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が後見、補佐又は補助の開始の審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合の費用及び成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 助成の対象者は、西尾市が援護の実施者となっている療育手帳及び精神保健福祉手帳を保有する知的障害者及び精神障害者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律89号）第7条、第11条又は第14条第1項に定める状態にある者
- (2) 二親等以内の親族がいない者又は二親等以内の親族があっても審判請求を期待することが困難な者
- (3) 審判請求に係る申立費用等の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる費用及び報酬のうち市長が必要と認める額とする。

- (1) 審判請求に関して家庭裁判所が定める申立費用
- (2) 民法第862条、第876条の3第2項及び第876条の8第2項に規定する報酬

### (助成の要否)

第4条 市長は、第2条の対象者と見込まれる障害者を把握したときは、速やかに当該障害者の生活実態及び心身の状況等を調査し、助成の要否の決定を行うものとする。

### (助成額の範囲)

第5条 審判の請求に要した費用は、これに要した費用に相当する額とする。

- 2 後見人等の報酬にかかる助成額は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額とする。ただし社会福祉施設に入所している者については、月額18,000

円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。

(報酬助成の申請)

第6条 後見人等報酬の助成を受けようとする者は、後見人等報酬助成申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所が発行する後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見事務報告書の写し
- (3) 財産目録書の写し

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認められるときは、支給すべき報酬の額を確定のうえ、後見人等報酬助成(決定・却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者の財産に応じて、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

西尾市後見人等報酬助成申請書

申請年月日 年 月 日

(あて先) 西尾市長

(後見人等)

住所

氏名

電話番号

印

次のとおり、後見人等報酬の助成申請をします。

1. 被後見人等

住所 (入所前の住所)	(西尾市 )		
氏名		性別	(男・女)
生年月日	明・大・昭	年	月 日
電話番号			

2. 申請理由

--

3. 後見内容

法定後見の種類	<input type="checkbox"/> 成年後見	<input type="checkbox"/> 保佐	<input type="checkbox"/> 補助

4. 添付書類

- ① 家庭裁判所が発行する後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- ② 後見事務報告書の写し
- ③ 財産目録書等の写し

様式第2号（第6条関係）

西尾市後見人等報酬助成（決定・却下）通知書

年 月 日

様

西尾市長

年 月 日付けで申請のありました西尾市後見人等報酬助成について、  
下記のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

1. 後見人等

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	—

2. 報酬額

円
---

3. 却下理由

--

※不服の申立て及び取消訴訟等の提起

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、西尾市長に対して異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。）、提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。